

評議員選任・解任委員会運営細則

(目 的)

第1条 この細則は、社会福祉法人青谷学園(以下「この法人」という)定款第6条第3項の規定に基づき評議員選任・解任委員会(以下「委員会」という)の運営に関する事項について定める。

(委員の選任)

第2条 評議員選任・解任委員会の委員(以下「委員」という)は、理事会で選任する。

2 外部委員は、以下の事項に該当しない者とする。

- (1) この法人の業務を執行する者または使用人(過去に業務執行者または使用人であった者を含む)。
- (2) 前号に該当する者の配偶者、3親等内の親族または使用人(過去に使用人であった者を含む)。

3 外部委員となるべき者は、履歴書を委員を選任する理事会開催前に、就任承諾書を就任日までにそれぞれ理事長に提出しなければならない。

4 理事長は、委員就任時に委嘱状を交付する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、就任後6年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとする。

(委員の中途退任)

第4条 委員は、やむを得ない事由により、任期の途中において退任しようとするときは、予め、理事長に書面で届け出るものとする。

(委員の解任)

第5条 委員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(招 集)

第6条 委員会は、理事長が招集する。

(評議員の選任)

第7条 理事長は委員会に出席し、理事会から推薦の提案がされた評議員候補者について、適任と判断した理由の説明をしなければならない。ただし決議に加わることはできない。

2 委員会は、次に掲げる事項と理事会が適任と判断した理由について審議を行い、評議員の選任について決議を行う。

- (1) 当該候補者の経歴

- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者とこの法人の理事、監事及び評議員との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

(評議員の解任)

第8条 理事長は委員会に出席し、理事会から解任の提案がされた評議員について、不適任と判断した理由の説明をしなければならない。ただし決議に加わることはできない。

- 2 委員会は、理事会が不適任と判断した理由について審議を行い、評議員の解任について決議を行う。

(議事録)

第9条 委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、出席した委員の全員が記名押印し、理事長に提出しなければならない。

附 則

- 1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法の一部を改正する法律の附則第9条の規定により、平成29年4月1日に就任する評議員の選任にあたっては、本細則と平成29年4月1日施行の所轄庁が認可した定款を準用するものとする。
- 3 前項により選任された委員の任期は、この細則の施行の日から起算するものとする。